

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年4月2日(木)13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
内海研開炉係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他8名

5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき、安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があり、前回の3月26日の面談における規制庁からのコメントを踏まえ、津波対策の基本的考え方（東海再処理施設の敷地への津波侵入を許容する理由）等が示された。

○原子力規制庁より、資料について以下の内容を伝えた。なお、本面談はTV会議にて実施することから、資料に対するコメントの詳細な部分については、必要に応じ、次回以降の面談において改めて指摘する旨伝えた。

（資料1について）

- ・説明では、HAW及び付随するTVFについては「一定期間の運転を行う」とし、放射性廃棄物の貯蔵については「長期に亘り行う」としているが、この期間については、それぞれの施設を維持する程度の目安として、具体的に記載することを検討すること。

（資料3-2について）

- ・本資料における施設毎の記載項目について、建屋内浸水の判断基準などについては、次回の面談において確認するので準備すること。
- ・分離精製工場（MP）に保管している高放射性廃液のインベントリについては、既認可の廃止措置計画や今までの監視チーム会合資料と比較した際、記載内容に違いがあるので、その差異の考え方については、適切に整理しておくこと。

（資料4について）

- ・代表漂流物の選定における対象物の洗い出しについて、切り捨てた設備等については、その切り捨て（除外）をする際の考え方を明確に記載すること。
- ・添付1の図において、調査範囲外としてエリアを記載している部分については、「高台であること」を明確化して記載すること。

(資料8について)

- ・漂流物防護対策の設計方針としては、建家外壁への漂流物の衝突を軽減または防止するとしている「津波防護柵」及び、「HAW 及び付随する TVF の外壁」をもって建家への浸水を防護する旨を明確化すること。また、説明においては、津波防護柵と外壁のそれぞれに期待する事項を明確にすること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

- 資料1：TRPの廃止措置を進めていく上での津波対策の基本的考え方（東海再処理施設の敷地に津波の侵入を許容する理由）
- 資料2-1：基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドへの対応スケジュールについて
- 資料2-2：漂流物衝突荷重の設定に用いる流速について（建家による流速への影響把握のための遡上解析）
- 資料3-1：放射性物質を保有している施設等の津波防護対策の検討について
- 資料3-2：安全に関する情報リスト
- 資料4：東海再処理施設における代表漂流物の選定について
- 資料5：HAW施設建家貫通部からの浸水の可能性について
- 資料6：HAW施設の津波防護対策の目的
- 資料7：HAW施設の外壁の補強について
- 資料8：東海再処理施設における漂流物防護対策について
- 資料9：漂流物となり得る設備等の固縛等の対策について
- 資料10：東海再処理施設の廃止措置に係る高放射性廃液貯蔵場の津波対策について（令和2年3月11日東海再処理施設安全監視チーム会合資料より抜粋）
- 資料11：東海再処理施設の安全対策に係る5月までの面談スケジュール（案）